

申請手続について

1. 申請書の提出について

DNA鑑定の実施を希望される場合は、別添3「DNA鑑定申請書」(裏面の記入上の注意をよく読んで、ご記入ください。)に記載の上、平成29年8月31日までに厚生労働省社会・援護局事業課まで、メール、FAXまたは郵送にて御連絡ください。

(現在沖縄県に在住している方と他の都道府県に在住している方では宛先が異なっておりますのでご注意ください。)

なお、同日をもって一度取りまとめをいたしますが、同日以降も受け付けておりますことを申し添えます。

【 宛 先 】

※沖縄県にお住まいの方はこちら

(メール宛先) aa001309@pref.okinawa.lg.jp

(FAX宛先) 098-866-2589

(郵送 宛先) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県 子ども生活福祉部
平和援護・男女参画課 援護班

※沖縄県以外の都道府県にお住まいの方はこちら

(メール宛先) dnakantei@mhlw.go.jp

(FAX宛先) 03-3595-2229

(郵送 宛先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 事業課調査第一係

2. DNA鑑定実施の可否の通知について

厚生労働省または沖縄県において、申請書に基づいて当局保管の死亡者名簿等の記録資料との照合調査を行い、DNA鑑定の実施が可能か否かについて検討し、その結果を文書によりお知らせします。

○ DNA情報等のプライバシーの保護

- ・ 本DNA鑑定では、DNA情報のうち、血縁関係を立証するために必要な領域のみが分析され、遺伝病等がわかる領域は一切分析されません。
- ・ ご遺族のDNA情報は、個人情報として厳格に保護され、DNA情報及び検体は、厚生労働省と鑑定機関において、適正な手続と管理者の下で管理されます。
- ・ ご遺族のDNA情報及び残余検体は、DNA鑑定により身元が特定された場合は廃棄されます。

- DNA鑑定に係る費用負担
DNA鑑定料は全額国庫負担となります。

- 鑑定手続

- ① 同意書の提出及び検体の提供について

- DNA鑑定の実施が可能と判断されたご遺族には同意書の提出及び検体を提供していただくことになります。

- 申請書に記入された検体提供者の方に、同意書及び検体採取キットを送付いたしますので、同意書の記入、検体の採取を行い、厚生労働省社会・援護局事業課宛に郵送してください。

- ② 検体の採取について

- 検体提供者ご自身が、検体採取用の綿棒を使って、ご自分の頬の粘膜（口の内側の粘膜）を採取していただきます。

- その他留意事項

本DNA鑑定に当たっては、以下の点につきましてご了承ください。

- ・ 本DNA鑑定については、ご遺族の鑑定希望の状況、各遺骨収容場所における鑑定の科学的有効性等を総合的に勘案し、鑑定の適否を判断するものであるため、申請書を提出していただいても、DNA鑑定の実施の可否決定には一定の時間を要する場合又は鑑定を実施できない場合があります。
- ・ DNA鑑定が実施可能と判断され、同意書及び検体を提出していただいた場合でも対象となるご遺骨及びご遺族が多数であること等の事情により、DNA鑑定の実施又は結果の判明には一定の時間を要します。
- ・ 本DNA鑑定は、長期間経過した戦没者遺骨からDNAを抽出するため、DNAが壊れていて鑑定に十分なDNA型分析ができない場合等があることや集団の遺骨及び遺族を対象とする場合のDNA鑑定の技術的な制約等により、ご遺族から同意書及び検体を提供していただいても、DNA鑑定を実施できない又は親族関係を確認できない場合があります。